

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和2年度4月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月度の受付台数は12,248台で前年同月比92.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 在宅勤務及び窓口対応時間短縮の継続について

政府の緊急事態宣言延長をうけ、協議会では人との接触機会の低減に向け、在宅勤務及び窓口対応時間短縮を継続します。色々ご不便をおかけしますがご協力願います。

【実施期間】 5月11日（月）～5月29日（金）

【窓口対応】 10：00～15：00

尚、人との接触機会の低減が目的ですので、窓口対応時間以外の時間帯は訪問されても受付業務を行いませんので、ご注意願います。また訂正印の押印以外の報告書提出、差替え等は極力郵便を活用するようお願いいたします。

2. 定期検査報告書（第一面）の日付について（再依頼）

定期検査報告書（第一面）の右上の日付欄に、記載が無いまま提出される報告書が散見されます。業務基準書や協議会の作成要領に具体的な定義は掲載していませんが、一般的に報告書の作成日となりますので、定期検査実施後から協議会提出日までの日付を記載してください。今後日付の無いものは返却とさせていただきます。

3. 「要是正の改善完了届」の取り扱いについて

要是正を完了するにあたり「要是正の改善完了届」をご提出していただいております。複数台の要是正を纏めて提出される場合がありますが、検査報告済証を発行できる号機と発行できない号機が混在している場合があります。全ての要是正が改善され検査報告済証が発行される号機と、一部の要是正が改善されず検査済証が発行されない号機を分けて提出していただくようお願いいたします。

以上